

18-6 関係機関の責務

災害対策基本法における各種機関

1) 指定行政機関

防災対策に責任を負うべき機関として、関係省庁のうち内閣総理大臣が指定したものをいい、現在次の24機関が指定されています。

表-3 指定行政機関一覧

指定行政機関 (24機関)	内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、金融庁、総務省、環境省、郵政事業庁、国土庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、海上保安庁、気象庁、消防庁
------------------	--

2) 指定地方行政機関

防災対策に関し、責任を有する指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもので、所管区域に係る所管行政上の防災の責任を負っています。

表-4 指定地方行政機関一覧

指定地方行政機関 (23機関)	管区警察局、総合通信局、北海道開発局、沖縄総合通信事務所、水戸原子力事務所、沖縄総合事務局、財務局、地方厚生局、地方農政局、食糧事務所、森林管理局、経済産業局、鉱山保安監督部、那覇鉱山保安監督事務所、地方運輸局、地方航空局、管区海上保安本部、管区气象台、沖縄气象台、地方郵政局、都道府県労働基準局、地方整備局
--------------------	--

3) 指定公共機関

公団をはじめ、国の行政機関ではないが防災に関し責任を負う公共的機関および公益事業の主体で防災に関係の深い機関で、内閣総理大臣が指定するものです。これらの、指定公共機関はその業務に関連した防災対策に関して責任を有するとなっています。

表－5 指定公共機関一覧

指定公共機関 (28機関)	日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本道路公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、新東京国際空港公団、関西国際空港株式会社、本州四国連絡橋公団、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所、電源開発株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、日本通運株式会社、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社、日本原子力発電株式会社、KDD株式会社、株式会社NTTドコモ、株式会社NTTドコモ北海道、株式会社NTTドコモ東北、株式会社NTTドコモ北陸、株式会社NTTドコモ東海、株式会社NTTドコモ関西、株式会社NTTドコモ中国、株式会社NTTドコモ四国、株式会社NTTドコモ九州、NTTコミュニケーションズ株式会社
------------------	--